

## 中村隆英 「炭鉱賃金の決定機構：序説」

三輪, 宗弘  
九州大学：教授

<https://doi.org/10.15017/1932040>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 33, pp.219-232, 2018-03-15. 九州大学附属図書館  
付設記録資料館産業経済資料部門  
バージョン：  
権利関係：

# 【資料紹介】中村隆英「炭鉱賃金の決定機構——序説」

三 輪 宗 弘

## 解題

中村隆英先生の目黒の御自宅で今回活字にした「炭鉱賃金の決定機構——序説」について、「中村先生も石炭について書いていたのですね」と切り出したところ、「そんなの書いたかな」ということであつたので、「資料として紹介していいですか」とお願いしたところ、その場で許諾いただいた。「炭鉱賃金の決定機構——序説」であるが、中村先生らしく大きく概観し、簡明に説明するというスタイルで書かれている。基本的な資料から要諦となる事実を淡々と列挙していくスタイルである。

中村隆英が石炭産業について書いたものに、『石炭争議』（戦後労働争議実態調査 第一巻、労働争議調査会編、昭和三二年一月）があり、今回紹介する「炭鉱賃金の決定機構——序説」でも同書について言及されている。『石炭争議』では、戦後の労働組合や労働争議に紙幅が割かれ、「序章 戦後の石炭鉱業と労働運動」（有澤廣己と共著）、第一章「組合の結成と全炭の闘争——昭和二〇年九月～二二年——」の二つの章が中村

の担当であつた。もう一冊は「石炭産業」そのものではないが、労働通信教育講座のテキストとして書かれた『労働市場・賃金』（日本労働協会、昭和五一年）でも「賃金」に言及されているので、一瞥しよう。有澤が「労働市場」を書き、中村が「賃金」を担当した。「第1章 海外の賃金——その動向と賃金理論——」、「第2章 日本の賃金」、「第3章 戦後の賃金」、「第4章 賃金政策」という章立てである。今回紹介する「炭鉱賃金の決定機構——序説」と関係があるのが、「第2章 日本の賃金」であるが、三つからなっている。「I 賃金の低さ」「II 戦前の賃金動向」「III 賃金形態」

中村は『労働市場・賃金』の中で「農村の日雇労働者の賃金」を製造業の日給と比較して、「明治中ごろから、第1次大戦の始まる1910年代の初めまで、女子の賃金は、むしろ農業の日雇の方が高く、また、男子賃金は、両者ともほぼ同じであつた」（二〇二頁）と指摘する。

「明治時代において、わが国の賃金が、農業の賃金とほぼ並行して動いていたという事実は、わが国の労働力の供給源が主として農村であり、

農家の所得や賃金の推移が、製造業における賃金を規制したことを示している。」(一〇三頁)と書き、また「賃金の形態」に関しては「戦前の賃金の基本給は日給制および出来高給制度が大部分をしめていた。とくに初期においては、出来高給が多かったようである。」(一〇四頁)と指摘し、「第1次大戦後賃金体系は複雑化した。前記の基本給のほかに、物価の上昇に対処するための臨時の手当(物価騰貴手当・米価手当など)、通勤手当・住宅手当あるいは伍長、組長などへの役付手当、出勤手当・勤続手当などが一般に支給されるようになった。」(一〇五頁)「退職金制度は、大正末から普及していたが、昭和11年には50人以上の工場鉱山では、退職金支給が法的に強制されることになった。」(一〇六頁)「戦時になると、手当の種類も、また金額も増加した。家族手当・所定休日手当・祝祭日手当などがそれである。しかも、この時期になると基本給の引き上げは抑制されたから、賃金の増額は主として手当の形でまかなわれていくことが多くなった。年功給制度は戦時において定着したが、それが生活給・家族手当などによって補強されることになったのである。後述する戦後の賃金体系の素材はこのときですでに出そろっていたといっている。」(一〇六〜一〇七頁)と指摘している。

中村隆英は『戦後日本経済 成長と循環』(経済学全集二五、筑摩書房、一九六八年)の中で、西川俊作『地域間労働移動と労働市場』(有斐閣)に依拠し、紡績業の「女子労働力が地元ではほとんど調達されず、阪神・近畿では主として九州から中部地方にわたる広い範囲で、また愛知県では中部地方を中心とする全域から、そして京浜地区では東北関東の全域から吸収されていたことが知られるのである。」(四八〜四九頁)と述べ、「男子労働力を中心とする重工業の場合も、たとえば八幡製鉄所

は南九州や中九州の、また日本鋼管は群馬県を中心とする北関東、新潟の労働力を主体としていた。農村出身の労働力のうち、良質と考えられたものが、近代産業の中に吸収され、残された多くのものが、マニユファクチュアや家内工業、問屋制家内工業などにはたらく、あるいは不安定な商業、日雇、人力車夫、荷車挽きのような仕事に従事したと見ることが許されるであろう。」と述べ、「農村の過剰労働力が大工業に吸収される時、まずめやすになるのは地元における農業の賃金であり、それとの見合いで流失がきめられる。その大工業の賃金が、都市の零細工業の賃金を規制するのである。その一方において、都市の不完全就業者や、大工業での雇用にアブれた層は、どんな就業機会でも、——たとえ賃金はもつとやすくても、収入のともなう職でさえあれば——これにとびつかざるをえない。そこに、家内工業や内職における底なしの低賃金が生れる基盤があったのである。」(四九頁)と指摘し、中村隆英は生涯関心を持ち続けた「二重構造論」と関係づけ「大企業と中小企業間の賃金格差はこの時期に形成された。大企業——中小企業——家内工業——内職といったように、いわば幾重にもなった労働市場のすがたは、第1次大戦後に形成され、それが戦後にもひきつがれたのである。」(五〇頁)と見通しを描いている。

農家の長男長女が家を継ぐとして、農業の生産性が「第1次大戦後の時期にはいると農業の着実な成長ののびはとまる。」(四六頁)と指摘して、「反当り生産性は、ここでその発達がとまる。しかも、1918年の米騒動以後、やすい植民地米が増産され、米価の相対的優位も保てなくなってくるのである。」と農村の発展がとまってしまったと論じる。

私は中村隆英の本を読みながら、私の関心に引き付けられるならば、以下

のような問が浮かんだ。農業から炭鉱（鉱業）に職を見出した鉱夫は「近代産業の中に吸収」されたのであろうか、それとも「大工業での雇用にアブれた層」なのであろうか、この線引きはできるのだろうか。坑内夫と坑外夫の賃金格差はどのように考えるのであろうか。一日当りの賃金だけでなく、一ヶ月当りの労働日数も考慮しなければならない。炭鉱夫の戦前の学歴は尋常小学校卒業が多いが、明治時代には卒業もしていない鉱夫もかなりの割合である。炭鉱夫と「不安定な商業、日雇、人力車夫、荷車挽きのような仕事」とどう違うのであろうか。同じ炭鉱夫でも、大手炭鉱と中小炭鉱では明治から大正、昭和と時代が下るにつれて、賃金や労働環境に差が出たであろう。納屋（飯場）制度から企業直轄の労働管理が導入される過程での変化もあっただろう。筑豊の地元の炭鉱夫の中には農繁期には農業に従事する掛け持ちもいたであろう。筑豊の炭鉱の中には、四国の納屋頭の下に集まった四国の炭鉱夫もいた。

中村は『戦後日本経済 成長と循環』の表「近代雇用量の推計」（明治三八年、大正四年、大正九年）の中で「鉱山労働者」「従業員10人以上の工場労働者」「鉄道従業者」「海員」「水産業雇用者」「官公庁雇用者」を項目に掲げている。因みに鉱山労働者数は一九〇五（明治三八）年が一六万人で、一九一五年が二九・二万人、一九二〇年が四四・一万人である。

金子美雄を委員長とする「昭和同人会賃金構造委員会」が編集した『わが国賃金構造の史的考察』（昭和同人会編、昭和三五年）も参照された。中村隆英は執筆していないが、委員であった。序論（中村厚史）には「第二次大戦中に、大量の労働力の動員（徴用という形で）と生産増強・物価・安定という国家要請とが相俟って、総ての労働者に、生活保

障の要素と生産刺激の要素とを組合せて賃金が決定されるようになった。：中略（引用者）：各種手当が附加されるようになり、生産と直結した労働力の対価としての賃金の機能は失われていった」（一五頁）と指摘されている。金子美雄編著『賃金 その過去・現在・未来』（日本労働協会、昭和四七年）の中でも特に孫田良平「賃金体系の変動」、金子美雄「賃金問題の過去・現在および未来」も長期的に俯瞰しており、戦時中の賃金体系や賃金格差について記述されている。中村隆英論文を理解するうえで、有用なので、ぜひ紐解かれない。

中村隆英は今回紹介する論考の中で「明治末期における炭鉱賃金は、農村の水準に固定」されていたが、大正期になると「農村日傭の賃金との間にはようやく格差が生ずるにいたった」と書く。また大正五年当時の主要炭鉱の賃金から「北海道、九州とも、大手とその他の間にきわだった賃金差がみられないこと。これは、明治30年代後期の鉱夫待遇事例にもみられた現象である」、「九州では、三井、三菱の大炭田の賃金が、他山に比してむしろ低いこと」を指摘し、「この当時においては、いわゆる企業別規模の賃金格差がまだ成立していなかったことをものがたる。」との見方を示す。「石炭業の労働は、単純肉体労働であって、比較的熟練を必要とするところがない。かつての労働力は、出かせぎ型で、本来移動性のないものであった。」「年々現在員数に匹敵するほど採用し、またほぼ同数を解雇する」と書き、「新規採用者」の賃金を抑えることで「賃金カット」が容易に行われた一方で、好況期に新規労働者を採用する場合には「高賃金を呈示」しなければならなかったとする。「満州事変以後の労働力の逼迫が、こんどは逆に、炭鉱労働者の賃金を急上昇させる原因になったのである。」と論じている。

中村隆英は前掲『石炭争議』（三五頁）で、昭和八年と昭和二二年の学歴別労働者数の比較を表で示している。

「不就学」(一〇・四対一・六)「小学中退」(一五・七対四・八)「小学卒」(四四・三対二四・九)「高小中退」(四・八対三・七)「高小卒」(二二・九対五三・九)「中学中退以上」(一・七対一二・七)

中村隆英は、敗戦後外国人労働者の帰国後、「失業者・海外よりの引揚者・復員者等が入山して戦後炭鉱労働力の骨格が形づくられたのである。」(三四頁)と書き「学歴も戦前にくらべて高いものが多くなり、中学以上に学んだものが増加している。これが戦後炭鉱労働運動を積極的ならしめたことは疑いをいれない。」(三四頁)と書いている。

北炭の労務管理に責任者で、戦後の日経連の「闘将」と勇名をとどろかせた前田一の名前があるが、『現代史を創る人びと』(毎日新聞社、昭和四六年)に中村隆英と原朗によって行われた前田一へのインタビューが採録されている。このインタビューも参照されたい。

最後に中村隆英先生の思い出を書いて締めくくりたい。筆者は何度も中村先生に怒られたが、裏がなく本当に気持ちよかった。筆者がE・H・カーをぼろ糞に酷評したとき、中村先生は机をたたいて怒り、小生の報告はその場で打切りになった。後日、カーについて書いた抜刷を手渡しした際に、「あんなに怒ったのを持つてくるのはお前だけだ」と言いながらさらりと受け取ってくださいました。小生がはじめて書いた本である『太平洋戦争の石油』(日本経済評論社、二〇〇四年)の第三章と第四章をほめていただいた。小生と話しているように読めたと話されながら、誤字脱字が多すぎるとまた怒られた。こんなに誤字の多い本は「お前だけだ」と。中村隆英先生から受けた学恩にはただただ感謝するしかない。

付記 明らかな誤りや脱字は訂正し加筆した。位取りのカンマを補った表がある。表の番号も補った。

統計研究会

中村隆英

目次

調査研究資料 No. 8

日本労働協会調査研究部

例言

1. 本書は日本労働協会調査研究部の刊行する調査研究資料の1冊である。
2. この調査研究資料は内外の労働問題について、本協会調査研究部の行なう調査研究及び外部研究者に委託し又は、協力を得て行なう。委託研究並びに専門研究のそれぞれの成果を逐次印刷に付して行くものである。
3. 内容のうち、他の機関の発表した資料や外国文献の翻訳に付した解説、論評は執筆者の個人的見解であり、当該機関ないし原著者のそれではない。
4. 本書の著作権は本協会に所属する。したがって本書の1部または全部の転載、出版等に関する交渉は、本協会を通じて行なわれたい。

1. ま え が き	1
2. 炭鉱賃金と農村賃金	1
3. 炭鉱労働者賃金と労働需要	4
4. 労務管理の成立	12
5. 戦後統制のメカニズム	14
6. 統制撤廃後の賃金決定	16

1. ま え が き

本稿は、炭鉱賃金の決定機構についての、歴史的回顧をすることによって、現在における決定のメカニズムの諸前提を検討することにした。そのためには、かなり広汎な条件を考慮しなければならないが、ここでは問題をシェーマイシユに取り扱かうにとどめたいと思う。

炭鉱労働者の賃金を、労働者の出身や労務管理の様相を考えて、歴史的に区分すると、次のような時期を考えることができる。

第一期 大正7年の米騒動までの時期  
 第二期 大正7年以降、日中戦争の勃発までの時期  
 第三期 日中戦争期から、昭和24年のドッチ・ライン期までの時期  
 第四期 昭和24年以降現代に至る時期  
 次にこれらの時期ごとに、簡単な素描をこころみよう。

## 2. 炭鉱賃金と農村賃金——第一期

第一期においては炭鉱労働者は、近傍の農村出身のいわゆる「地坑夫」が多く、稼働率も高かった。とくに飯場制度が支配的であつて、企業側は直接労務管理を行うことも少なかった。この時期における賃金は、きわめて低廉であつて、それは近傍農村の生活水準に規定されるところが大きく、明治末までは農村の日傭労働者の賃金水準とほぼ並行し、それ以後幾分上昇に転じたものと考えられる。

この事實は、第1表によつてほぼ明らかである。すなわち、炭鉱労働者賃金の時系列は、三井の田川、三池のものがえられたので、これと農作日傭労働者の賃金を比較したものである。この数字だけみると、かなり差があるように思えるが、炭鉱夫のものは、食費1日22、3銭(三

第1表 明治末——大正初期の賃金比較

	農作男 (日傭) 中等 厘	農作女 (日傭) 中等 厘	炭鉱夫			
			三井 田川	三井 田川	三井 三池	三井 三池
			採炭夫 厘	計 厘	採炭夫 厘	計 厘
明 33	295	200	547			
34	320	193	557			
35	313		568			
36	313	198	580			
37	325	200	625			
38	320	202	780			
39	338	220	800	642	590	454
40	358	228	747	601	681	511
41	385	230	869	704	782	581
42	383	238	830	664		
43	393	252	820	656		
44	415	265	800	648		
大 1	438	290	845	693		
2	458	300	967	793		
3	473	288	1,014	842	815	615
4	455	295	706	644	671	577
5	483	345	848	704	760	615
6	565	465	1,185	934	890	701
7	748	740	1,846	1,532	1,261	863
8	1,190	920	2,353	1,853	2,145	1,460
9			2,511	1,965	2,795	1,681
10			2,070	1,634	2,354	1,453
11			2,158	1,725	2,379	1,555
12			2,231	1,806	2,368	1,630
13			2,100	1,653	2,222	1,579
14			2,121	1,740	2,423	1,705
15			2,121	1,730	2,535	1,746

輪注記22(23か)、フトン代1日2—3銭などを差しひかれるのに、農作の場合は食事付であるので、実質的な差はほとんどないとみられる。  
 注 明治39年の場合、飯場ないし合宿所寄宿するものの1日の賄料は、「区々ナルモノ」1日22、3銭ノモノ多シ。又三池炭坑ト明治炭坑ニ於テハ  
 1. 三池炭坑 本炭坑ニ於テハ单身者ノ合宿セルモノニ対シテハ鉱山ニ於テ

農作賃金 農商務省 炭鉱賃金「三池鉱山史」

直接ニ賄ヲナシ勤続1カ年未満ノモノハ1日16銭1カ年以上ノモノハ15銭3年以上ノモノハ13銭5厘…。

1. 明治炭坑ニ於テハ單身者ノ賄ヲ1日22銭卜定メ此外1日2銭ズツヲ鉱業人ヨリ補給セリ」

農商務省『鉱夫待遇事例』九州産業史料研究会 覆刻版 85―86頁

また、明治39年の各  
地賃金を、農村と比較  
してみよう。すなわち、  
この数字から知られる  
ように、坑夫はやや高  
いが、支柱夫、手子は  
日給50銭台で、食費を  
さしひくと、まったく  
農村日傭と一致する。  
(この年の農村日傭の  
賃金は、農商務調によ  
ると、一日当り、男、上  
等40銭、中等33・8銭、  
下等27・8銭、女、上  
等24・5銭、中等20・2  
銭、下等16・0銭で  
あった。)

第2表 石炭山、地域別、職種別賃金 (明治39年)

(単位：厘)

		坑夫		支柱夫		手子		選炭夫		運搬夫		雑夫 その他	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
北海道	坑内 坑外	1.116		1.338	-	434	251	-	-	707 680	500 -	494 461	- 246
常磐	坑内 坑外	689	350	522	-	369	304	305	189	466 404	- -	347 299	266 179
筑豊	坑内 坑外	672	551	582	508	554	492	382	278	485 453	393 279	427 412	205 261
唐津	坑内 坑外	616	466	582	430	542	382	307	216	464 420	480 255	395 349	319 234
三池	坑内 坑外	566	-	461	240	469	404	220	202	368 371	228 -	280 275	237 200
高島	坑内 坑外	647	-	-	-	-	-	-	-	440 440	- -	389 389	- 249

前掲 『鉱夫待遇事例』覆刻版47-8頁

おける炭鉱賃金は、農村の水準に固定されていたのであるが、大正期に入ると、すこしずつ上昇の気配がみえ、農村日傭の賃金との間にはようやく格差が生ずるにいたった。ここには2つの理由が考えられる。

(1) 農村労働力の供給量が前よりも不足してきたこと

(2) 飯場制度が次第に解消しはじめ、直轄制度に推移したこと。

この2つの理由については、具体的な資料はないが、明治30年代初頭、すでに高島と三池の間には、坑夫募集地域に関する協定が成立していた。これは当時すでに近隣の農村の労働力だけでは増大する労働力需要をまかないきれなくなっていたことを示すと考えてよい。

また納屋、飯場制度の廃止、直轄制度への移行は明治30年代、三菱、三井、明治等の諸山ではじめられていた。この制度の廃止について、「三井鉱山史」は、飯場制度の存在が、「労働者募集の便がある、賃金上の争いを一任する、経費も助かる、等の利点があるが、その一方で、中間搾取が行われる、良質の労働者が得られない、雇用、傷病扶助等の近代的な制度がとれない、労働争議のテーマとなる、等の害がある」としている。こうして直轄化が行われたことは、労働者の質を向上させ、それにとまって定着率をたかめたい。明治鉱業では、明治40年ごろ、勤続者に賞与を出すことをきめたのも、この事情とむすびついていたと思われる。

### 3. 炭鉱労働者賃金と労働受給

第一期と第二期を分つものは第一次世界大戦である。この転期を特徴

づけるものは、大戦によるインフレーションおよび労働力不足と、それ以後の労働力の過剩、さらに戦時に入つての再度の労働力不足であつた。

はじめに、大正5年の数字によつて、各地方主要石炭山の賃金をみておこう。この数字にはきわだつた特色がある。

1. 北海道、常磐の賃金、とくに採炭夫の賃金が九州に比して高いこと。

2. 地域ごとに見ると、北海道、九州とも、大手とその他の間にきわだつた賃金差がみられないこと。これは、明治30年代後期の鉱夫待遇事例にもみられた現象である。

3. 九州では、三井、三菱の大炭田の賃金が、他山に比してむしろ低いこと。

これらの事実は、この当時においては、いわゆる企業規模別の賃金格差がまだ成立していなかつたことをものがたる。そして、地域間賃金格差が、もつとも決定的な要因になつていたようである。大正5年当時は、大戦によるブームによつて炭鉱賃金が上昇する直前の段階である。この数字はこれからのちの労働運動と労務管理の出発点としての意味にお

第2表 大正5年当時の主要炭鉱の賃金 (円銭)

	採炭夫	選炭夫 (男)	選炭夫 (女)		採炭夫	選炭夫 (男)	選炭夫 (女)		
北海道				三菱新入	1.07	0.43	0.32		
大手	北炭夕張	1.40	0.43	0.31	三菱鯨田	0.96	-	0.36	
	北炭真谷地	1.65	0.46	0.32	三菱上山田	0.92	-	0.34	
	三井登川	1.75	0.38	0.30	三菱芳谷	1.06	-	0.26	
	三菱大夕張	1.38	-	0.28	三菱相知	0.92	-	0.30	
	三菱美唄	1.30	0.56	0.38	古河下山田	1.67	0.46	0.45	
	北炭幌内	1.14	0.46	0.24	古河目尾	1.36	0.48	0.25	
	北炭空知	1.55	0.57	0.32	古河新目尾	1.57	0.43	0.43	
	北炭幾春別	1.37	0.47	0.27	三井本洞	1.09	0.48	0.34	
	その他	新夕張	1.34	0.56	0.27	三井山野	1.25	-	0.36
		奔別	1.46	0.80	0.33	三井田川	1.19	0.65	0.34
文珠		0.85	-	0.32	三井三池	0.93	0.47	0.28	
歌志内		1.54	-	0.23	明治	1.21	0.63	0.44	
常磐	上歌志内	2.01	1.10	-	明治豊国	1.19	0.43	0.30	
	入山	1.50	0.47	0.35	麻生芳雄	1.15	-	0.58	
	内郷(常磐)	1.63	0.47	0.30	麻生綱分	1.30	-	0.63	
	古河好間	1.80	0.55	0.22	麻生	1.40	0.60	0.55	
	隅田川	1.40	0.46	0.26	製鉄所二瀬	0.94	-	0.29	
	大日本平	1.75	-	0.39	住友忠隈	1.03	0.67	0.34	
	小野田(常磐)	1.50	0.48	0.25	神の浦(鈴木)	1.03	0.54	0.30	
	王城	1.80	-	0.32	高江	0.92	0.33	0.48	
	茨城無煙炭	1.44	-	0.30	岩崎	0.73	0.30	0.34	
	大日本原	1.73	0.52	0.29	大正(中鶴新手)	0.98	0.50	0.40	
	重内	1.23	0.39	0.15	高尾式坑	1.15	0.56	0.42	
	大日本高萩	1.45	-	0.28	御徳	1.05	0.42	0.36	
	千代田	1.35	0.45	0.24	木屋瀬	1.03	0.50	0.40	
	宇部				旭	1.01	0.60	0.32	
		沖の山	1.03	0.53	0.38	大正泉水	0.98	0.44	0.33
		第二沖の山	1.15	-	0.44	三笠	1.40	0.55	0.50
		東見初	0.95	0.45	0.40	飯塚	0.98	0.54	0.39
大嶺海軍		1.15	-	0.37	相田	1.10	0.47	0.40	
九州				熊田	1.50	0.60	0.35		
	貝島岩屋	0.70	0.40	0.30	平山	1.30	-	0.39	
	貝島大辻	0.70	0.40	0.30	峰地	0.88	0.55	0.30	
	貝島大の浦	0.70	0.40	0.30	大峯	0.84	0.65	0.37	
	三菱金田	1.00	0.46	0.25	姪浜	1.40	-	0.35	

農商務省鉱山局「本邦重要鉱山要覧」

第3表 三井二山の労働者と他の職種の比較

			大9 厘	大14 厘	昭5 厘	昭8 厘
炭坑労働者	三井三池	採炭夫	2795	2121	2921	2795
		計	1681	1740	1904	1769
三井田川	採炭夫	2511	2423	2500	2214	
	計	1965	1705	1884	1782	
旋盤工			2330	2330	2230	2250
陶器口工			2050	1950	1870	1740
煉瓦製造工			1810	1770	1440	1150
洋紙製造工			1710	1580	1760	1680
小麦精粉工			1830	1780	1790	1640
セメント工			2080	1960	2130	2120

稿本「三井鉱山五十年史」

第4表 昭和初期の職種間賃金の比較

			昭和2年 円 厘	昭和5年 円 厘	昭和11年 円 厘
北海道	男	坑内	2,555	2,428	1,906
		坑外	1,511	1,458	1,224
		平均		2,147	1,726
	女	坑内	1,395	1,507	
		坑外	680	607	574
		平均		641	574
九州	男	坑内	1,461	1,700	1,840
		坑外	1,283	1,310	1,400
		平均		1,590	1,940
	女	坑内	1,273	1,470	1,310
		坑外	793	650	670
		平均		1,140	900

「労働統計実地調査」

第5表 石炭工業と全工業の男子賃金の比較

	工場 男 賃	石炭 (坑内) 男 賃	工場を100とする	
			比 率	男子日雇 (東京)
昭3	260	206	79.4	202
4	265	206	77.8	201
5	255	191	74.9	174
6	243	164	67.6	146
7	250	154	61.5	140
8	254	165	64.9	150
9	248	180	72.5	151
10	243	188	77.4	143
11	241	199	82.7	146
12	248	226	91.2	166
13	249	268	107.6	180
14	257	311	121.1	210
15	277	255	108.6	241
16	305	390	127.9	266
17	329	418	107.1	295
18	375	451	120.0	300
19	467	533	114.1	-
20	522	605	116.0	-

(総理府統計局調)

いて理解されねばならない。

次にこの当時における炭鉱賃金の相対的な水準を示しておこう。第3表は、三井二山(三池、田川)の炭鉱労働者の賃金を示すが、この水準は、当時の工場労働者の水準に比してほぼ遜色がないようにみえる。しかし、後述する当時の三井鉱山の特殊性一賃金面での労働者の優遇による労務管理——も無視できないので、にわかに断定するのは軽率であろう。げんに、時期的にみるとやや後のことであるが、大正13年から昭和11年までの5カ年について行われた「労働統計実地調査」によると、当時の平均賃金は、三井二山の数字よりもかなり低い。当時の工場労働者の水準よりもだいぶ低いものであった。

しかしこのなかで、炭坑賃金の相対的地位は大きな変化をみせた。すなわち、昭和3年当時(これは、大正13年の労働統計実地調査によって

も、ほぼ確認されるところがあるが)において、石炭(男子)と全工業平均(男子)の賃金を比較すると次の事実がわかる。

(1) 昭和7年までの不況期において、石炭業の賃金の低下は工業の場合よりも急で、工業との相対賃金は80から60にまで低下した。工場の賃金は1割前後の低下であったが、石炭業は25%も大きく下ったのである。

(2) 昭和7年からの石炭の賃金は急激に上昇した。昭和12年には相対賃金は91、13年には108、14年121と飛躍的な上昇である。

(3) 次に石炭業の賃金を都市(東京)の日雇労働者の賃金と比較しよう。これによると、石炭労働者の賃金と日雇労働者の賃金との間には、賃金低落期においてはきわめて密接な関連が存する。昭和3年から7年まで、この両者は、賃金低下のテンポも、また賃金

低下の程度もきわめて相対的であるといえよう。8年からの上昇期になると石炭の賃金は、いちじるしい上昇を示したので、この相似はみられなくなる。

以上の事実は何を示しているのだろうか。

元来、石炭業の労働は、単純肉体労働であつて、比較的熟練を必要とするところがない。かつての労働力は、出かせぎ型で、本来移動性のつよいものであつた。この二つは第一期からひきつづいてみられる事実であつた。そのために炭鉱資本は、不況期における合理化にあつては、人員整理を行いやすかつたので、この安易な道にたよりがちであつた。そのことは賃金カットを行いやすくする背景になつてゐる。さらに注目すべきことは、この人員整理のやりかたである。人員整理といつても、石炭の場合は、第6表に示す通りほとんど年々現在員数に匹敵するほど採用し、またほぼ同数を解雇するのであつた。したがつて新規採用者の賃金を当初からやすくすることによつて賃金カットが容易に行われたのであろう。

しかし、その一面で、好況期に新規労働者を採用するためには高賃金を呈示しなければならず、そこに当時の石炭業の変動のほげしかつた理由を見出しうるように思われる。

工場においてはそれ

第6表 労働者の移動状況

	雇入数 千人	解雇数 千人	年末総数 千人
昭和1	190	195	235
2	202	185	239
3	183	186	238
4	164	180	229
5	106	154	205
6	65	105	154
7	67	71	137
8	132	105	144
9	131	125	169
10	147	133	175
11	189	170	198

雇入、解雇者数は50人以上の炭鉱のみ  
石炭鉱業連合会「石炭統計」  
現在員は「本邦鉱業の趨勢」

ほど顕著な労働者の移動はみられない。そのために、不況期においても賃金低下がいちじるしくはなく、そのかわりに好況期の賃金の上昇も少なかつたといつてよいであろう。この点をシェーマ的にいえば、おそらく次のような比較が可能であろう。

以上は、石炭業の賃金が、(おそらく都市の日雇労働者や綿紡の女子労働者の場合と同様に)労働市場の労働力の需給に影響され易かつたことから生じた結果である。その結果、炭鉱労働者の賃金はきわめて変動しがちなものになつた。そして、満州事変以後の労働力の逼迫が、こんどは逆に、炭鉱労働者の賃金を急上昇させる原因になつたのである。

以上の性格は、戦前における炭鉱労働一般を特徴づけるものであつた。その点で、戦前と戦後の間には、はっきり断層がみられる。しかし、戦前の時期と戦後をつなぐかけ橋が第二期に見られなかつたのではない。次にみる労務管理や労働運動の抬頭がそれである。

#### 4. 労務管理の成立

次に第二期の一特徴をなすものとして、大正7年以降の労働運動の勃興と、それに対処するための労務管理の成立をあげねばならない。それは、大正7年の米騒動以後の特殊事情であつたが、また第一期と第二期を分つ本質的な指標であり、同時に戦後の第三期と第二期とをむすぶかけ橋の役目を果すものであつた。

こうした労働運動の歴史を示すものとして、ここには三井三池の例と、同じく三井系松島の事例をにかけておこう。それは、当時の運動の形態

と労務管理の必然性を明瞭に示している。(以下は稿本「三井鉱山五十年史」による)

### 1. 萬田坑騒動事件(大正7年9月)

全国的に米騒動がおこった大正7年の夏、三池炭坑にもこの波が押しよせてきた。すなわち、三等米の価格が大正3年の12銭から37、8銭になったというので、8月23日から29日にかけて亜鉛工場で、27日には、高浦坑で、9月1日には勝立坑、2日には電気化学工場で、あいづいで賃上要求が行なわれ、けん悪な空気が生じたがいずれも小康をえた。ただし会社側はすでに知事、警察、師団司令部に連絡して万一起にそなえていた。ところが9月4日、萬田坑で、出函数の引合のとき「会社側は計量をゴマ化している」というものがあり、これをきっかけに、3、40名が騒擾をおこし、ツルハシを振り、投石をおこなって第一坑見張所、二坑練込場等の窓、器物を破壊した。5日、久留米師団から出兵してようやく平静化した。このさいは、検炭規程の改善、医局の改善、売勘場の改善等が解決条件となった。

この事件後、大正8年には三池に「工働会」なる労働組合が成立したが、会社側はこれを解消させ「共愛組合」をつくって、労使協調につとめた。

### 2. 全三池労働争議(大正13年5月・6月)

三池の製作所を中心に、争議がおこった。直接の契機は、賃上で、共愛組合に対する不満、検炭規程の改善等であったが、6月1日の昇給を期待して一旦は鎮静した。しかし昇給は期待はずれに終わったので、争議はふたたび表面化した。このときの争議は6月3日から7月7日までつづき、市長の調停で解決した。

### 3. 松島向上会争議(大正15年10月)

この争議は、納屋制度がまだのこっている古い形態の松島炭鉱で、賃金の個人払を実施したため、大納屋頭およびその下にある(納屋頭私設の)中納屋頭の収入がへったため、これを不満とした中納屋頭と鉱夫とが組合「向上会」をつくって争議に入ったものである。その間、大納屋頭も組合側に立って嘆願書を出すなどがあって状況は一変し、ついに会社側は賃金引上げ、以後は解雇を軽々にしないこと、等の条件を入れるにいたった。

以上三つの争議にみられるように、大正末期の労働運動は石炭資本に深刻な動揺を経験させた。企業側は「友愛組合」のような組合をあいっいでつくり——その例は、北炭の「一心会」などにみられる一組合の形をもった協調期間をつくろうとしていた。

しかし、ヨリ重大なことは、労務管理の原型がこの時期において生じた点にある。松島炭鉱にみられたような納屋制度の弊害は、明治30年代いらいみとめられていて、筑豊では三菱、三井ともに納屋制度の廃止、鉱夫の直轄化にのりだしていた。しかし、その完了にはいずれも長時間を要し、たとえば三井田川では、明治33年から撤廃に着手35年に一応完了したが、なお「請負名義人」がのこっており、その廃止は昭和5年であった。また三井山野でも、明治34年以来おいていた「納屋世話役」が大正9年、「共愛会」の成立にともなってはじめて廃止されている。

以上のような旧制度の廃止とともに、労働運動の勃興がもたらした一ま一つの影響として、それまでの「坑夫掛」の脱皮が要請されることになった。大正7、8年ごろまでは「坑夫掛」は、「全然会社本位の施設であった」「坑夫掛というものは、鉱夫の逃走監視と、他山からの掠奪の警

戒と、就業の強制と、風紀の取締が主な仕事であった。」(三井鉱山五十年史)。しかるに労働問題の発生の後は、争議の警戒防圧がこのしごとにかえられた。古い「坑夫掛」ではこのしごとではできず、大学出の若い社員がしだいにこの任務にまわるようになった。同時に、単なる強制だけではその目的を達することができないというので、しだいに全坑夫を社宅に収容するとか、個人々々の性格等をしらべて話し合いをするかという「指導愛護」の方法がとられるようになった。ここに労務管理が発足したのである。三井鉱山では大正13年の「全三池労働争議」以後、各所で労務掛を設置し、本店でも「臨時調査部」において労務管理の研究に本腰をいれることになった。

「北炭七十年史」には前田一氏が当時の労務管理を回顧した一文を寄せている。それによると、三井は、豊富な資金にものをいわせて賃金、あるいは福利厚生による坑夫の優遇をはかり、三菱は「警察的」なきびしい労務管理を行ない、北炭は資金的にも不足であったので、温情をもって管理をしたとのべている。大企業において、とにかく労務管理が発足したことは、賃金、福利施設に重点をそそぐ傾向が生じたことが知られる。それは一方においては、大企業と中小企業間においてようやく生じはじめた賃金格差の原因とみなしうる。また全体としての労働者の高い稼働率にもかかわらず、一部大企業では勤続に意を用い、勤続奨励のりだしたことを示している。

これらの事実は、戦時中に一そう明確な形をとるにいたった。それは、第二期の特色として注目にあたいる。

## 5. 戦後統制のメカニズム

第三期として、戦後過程をとりあげよう。その最大の特色は、炭坑労働者の定着化と、その質の変化、および労働運動の成立であった。

すなわち、すでにしばしばのべられているように、戦時中の徴用者の採用、戦後の復員者、失職者の入山等のことがあった、農村出身者を主力とする労働構成は大きく変った。たとえば、昭和24年3月において、労働者の前職の調査をみると、農林水産業、鉱業出身者は50%に足らず、のこりは工業商業その他となっている。また、学歴別の構成をみると、高小卒以上が、3分の2に達している。(「石炭争議」35頁)

これは戦後の炭鉱の労働組合を強くする大きな要因であった。また、都市出身者にはもはやかえるべき故郷をもっていない。この人たちは鉱山に定着しようとする強い意向をもっていた。またかつて都市において、あるいは炭鉱において、労働組合運動に関係した人も多く、それらの人が戦後組合設立のさいの指導者となった例も多い。たとえば三菱美唄の水谷孝、日炭高松の山本経勝氏などはその例である。むろん、昭和24年の統制撤廃以降、会社側はふたたび労働者の給源を農村に転換しようとしている。その一例は、たとえば貝島大の浦の労働者中、昭和23—27年に入職したものの場合、農業出身者が47%に達し、他のいずれの時期に入職したものの場合よりも高いことに示されている。しかし、労働組合の強化された現在では、もはやこの労働者といえども、移動性のつよいかつての農村出身者と同一視することは許されない。そこには、組合による保証があり、転職の困難がある。

以上のような労働者側の条件の変化に加えて、さらに戦時から戦後にかけては、国家による石炭価格の統制が行なわれた。とくにこの時期には石炭の増産が、経済界の鍵とされ労働力の大量投入による増産が至上命令とされたために、炭鉱の賃金は全産業最高の水準に決定される必要があった。もとよりこの処置は、企業側の採算とは無関係に、政府の保証によってなされた。その決定は形式上は、昭和22年に行なわれた炭協（炭鉱労働組合全国協議会）と日本石炭鉱業連盟によって行なわれた全国一本化の交渉、および22年秋から23年にかけて、炭協が分裂してできた二つの組織——炭労と全石炭と連盟との並行交渉によってなされた。しかし実際には当時の石炭統制は各山の生産原価を保証することになっており、その中に織り込まれる労務費が、全国で統一的に決定される必要があったから、全国一本（のちに並行）交渉の形がとられたのであるとあってよい。同時に、経営者側は、団交にさいして企業側の立場を主張したけれども、実は、政府筋との交渉によって容認されるかぎりの賃金を支払うことを当初から予定していたのである。そのかぎりでは、団交ははなばなしく行なわれたけれども、実は政府に対して、出炭計画を保証するだけの賃金容認させるための舞台装置にすぎなかつた面をもっていた。しかし、次に示すようなこのときに生まれたいくつかの事実、これからの炭鉱賃金の決定に大きく影響するものであった。

1. 全国的な賃金水準の統一
2. 全国的な組織による統一交渉
3. 工業賃金との均衡の回復

## 6. 統制撤廃後の賃金決定

以上にみたように、戦後統制期につくられたいくつかの賃金決定機構の変貌が生じた。次には、それが統制後の賃金決定機構にどう影響したかを考えてみたい。

まず考えられることは、大手の石炭企業で賃金水準の統一が統制撤廃後も保たれてきたという事実であろう。むろん、連盟側はこれに反対したので、24年、26年などには各社交渉が行なわれるなど、統一交渉の形態は崩れ去るかにみえたが、27年春の執行部の改選後、いわゆる炭労の「左旋回」が行なわれ、これを契機として組織的な中央交渉、ないし対角線交渉の形態が確立して今日に及んでいる。

この形態は、各主要産業のうちでもっとも統一的なものといえよう。その伝統をのこしたのは戦後の石炭統制だったわけである。もちろん、企業ごとの経理内容の差異や企業別組合のワクが、統一交渉をゆがめた面も見られなかつたわけではないけれども、炭労はその差異をのりこえて、統一賃金を保持してきた。これは石炭の賃金決定における、一つの基本的な条件といえる。

統一交渉による賃金の決定のさいには、経営者側は、企業群のうちでもっとも経営内容の悪い企業を標準とする賃金を呈示することになる。これに対して組合側は平均的な、あるいは平均以上の企業を対象とする賃上げ要求を行なうであろう。この両者の見解の間には、かなり大きなへだたりが生じがちであり、それがげげしい争議の原因となったことも、また否定できないと思われる。

次に考えるべきことは、石炭産業の不況であろう。それは、しばしば人員整理問題をひきおこしたし、いまもその危機は高まりつつある。その条件は、企業の業績を悪化させ、組合側の要求の水準も他産業より低いものになりがちであった。そこに、組合運動の一つの限界があったともいえるが、それ以上に企業側が、生産条件の広汎な変貌に追従しえなかつた事実が明確になつたといえるであろう。

すなわち石炭不況は、自然的な、あるいは外部的な条件によつてもたらされた面もあるけれども、それ以上に、経営側がかつての労働集約的な、資本節約的な生産方法を本質的にかえようとしなかつたことによつてもたらされたとみるべき節が多いからである。そしてかつて用いえた最大の調整策——雇用量の伸縮——が、組合の抵抗によつて容易に行なわれがたいことが、動脈硬化の症状をいよいよはげしくしたというのが、実状のように思われる。しかし、その原因についてはともかく、石炭の不況が、ふたたび石炭賃金の相対的低下をもたらしていることはうたがいをいれない。

本資料は、昭和34年度に日本労働協会が委託した研究課題「産業別賃金の変動と影響に関する研究」の成果の一部である。

執筆は中村隆英が担当した。